

# 株 主 各 位

東京都港区新橋五丁目33番11号

日本ヒューム株式会社

取締役社長 大川内 稔

## 第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋五丁目33番11号  
当社（新橋NHビル） 8階 会議室  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 監査役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nipponhume.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

1. 連結計算書類の連結注記表

2. 計算書類の個別注記表

監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当期における日本経済は、雇用情勢が改善傾向にあるなど緩やかな回復基調が続いた一方、中国をはじめとする新興国等の景気が下振れするなどのリスク要因もあり、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況下で当社グループは、平成27年度からの3カ年に亘る中期経営計画『Evolution All Japan』の基本方針である安定的利益と持続的成長を目指して鋭意取り組んでおります。

当社関連のコンクリート製品業界においては、ヒューム管、パイル製品共に需要が前期を下回る水準で推移しました。

当期の製品および工事等の受注高は315億23百万円（前期比7.4%減）、製品、工事および不動産収入等を含む売上高は337億50百万円（同6.3%減）となりました。

損益につきましては、営業利益は18億94百万円（同12.0%減）、経常利益は前期に株式取得で発生した「負ののれん」10億85百万円を計上した影響で持分法による投資利益が減少したことにより、23億26百万円（同44.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億2百万円（同49.7%減）となりました。

当期における事業セグメントごとの状況は、次のとおりであります。

#### 【コンクリート製品事業】

受注高は186億13百万円（前期比13.9%減）、売上高は主力のヒューム管およびパイル製品が増加した一方、プレキャスト製品が減少したこと等により、199億57百万円（同11.3%減）となりました。総売上高構成比59.1%であります。

### 【工事事業】

受注高は127億13百万円（前期比4.1%増）、売上高は122億13百万円（同1.5%増）となりました。総売上高構成比は36.2%であります。

### 【不動産開発事業】

売上高は賃貸用不動産収入が減少したことにより、9億75百万円（前期比4.5%減）となりました。総売上高構成比は2.9%であります。

### 【その他】

受注高は1億96百万円（前期比10.4%減）、売上高は太陽光発電事業が寄与したことにより、6億4百万円（同27.9%増）となりました。総売上高構成比は1.8%であります。

## 2. 対処すべき課題

当社は、第133期（平成27年度）を初年度とする中期経営計画『Evolution All Japan』にグループを挙げて全力で取り組んでおります。

中期経営計画『Evolution All Japan』では、前中期経営計画『All Japan-90』をさらに進化させるべく、以下の基本方針と3つの基本戦略を掲げ、会社創立100周年に向けた企業価値の向上に取り組んでまいります。

### 【基本方針】

当社グループは、企業理念であります「安全・安心な社会基盤の整備に参加し、豊かな環境づくりに貢献する」ため、総合コンクリート二次製品製造会社として技術開発および品質向上に努めると共に、それら製品の土木・建築工事会社として施工法開発および施工品質の向上に努め、社会や顧客の信頼を得て安定的な利益と持続的成長を目指します。

### 【基本戦略】

当社を取り巻く経営環境は依然として熾烈な受注・価格競争を強いられるなど厳しい状況が続くものと思われませんが、国内建設市場の抱える人手不足といった課題、安全・安心な社会基盤作りに当社の持てるコンクリートプレキャスト製品や施工技術は最適なソリューションをご提供できるものと考えており、以下に掲げる基本戦略に基づいて積極的に取り組んでまいります。

### (1) グループ成長戦略

当社グループは、90年間培ったコンクリート二次製品に関する製品開発および工法開発を会社創立100周年に向けてさらに進化させ、

- ① 事業領域の拡大（規模の追求）
- ② 営業による差別化
- ③ コア技術開発による差別化
- ④ 将来に向けた収益源「環境・エネルギー事業」の開発・育成

をもって、社会や顧客の抱える課題に応えることで持続的成長を目指してまいります。

### (2) 競争力向上戦略

当社グループは、他社より競争力のある価格を実現し、かつ安定した利益を確保できる低コスト構造を引き続き創出するため、

- ① 調達体制の強化
- ② 生産・工事体制の効率化
- ③ 生産技術・工事技術開発によるコスト削減、環境への対応
- ④ 機構改革、業務改革による間接部門のコスト削減
- ⑤ ホワイトカラーの生産性向上

を引き続き深化させ、社会や顧客の信頼という競争力の向上を目指してまいります。

### (3) 経営基盤強化戦略

当社グループは、安全・高品質・高付加価値製品や技術のご提供、環境への対応等、社会に信頼されてはじめて安定した利益や持続的成長が実現できることを念頭に、

- ① リスクマネジメント体制の整備、強化
- ② 人事制度と人材育成の基盤強化（現場力の強化）
- ③ 海外事業の経営基盤強化
- ④ 国内関係会社の経営基盤強化
- ⑤ 見える化による経営管理基盤強化
- ⑥ キャッシュフロー経営の強化

を進化させ、会社創立100周年という次の10年を見据えた当3カ年のガバナンス強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当社 熊谷工場 セグメント工場

### 4. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特定融資枠契約（特定融資枠5億円、契約期間平成28年3月28日～平成29年3月27日）を締結しております。なお、期末日現在の使用額はありません。

### 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第130期 (24. 4. 1 から 25. 3. 31まで)	第131期 (25. 4. 1 から 26. 3. 31まで)	第132期 (26. 4. 1 から 27. 3. 31まで)	第133期 (当期) (27. 4. 1 から 28. 3. 31まで)
受 注 高(千円)	28,996,103	33,688,984	34,038,764	31,523,896
売 上 高(千円)	30,616,835	35,651,965	36,018,511	33,750,621
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	1,876,283	1,904,622	3,585,808	1,802,083
1株当たり当期純利益(円)	70.81	71.90	136.70	69.89
純 資 産(千円)	24,032,658	25,382,642	28,047,019	28,073,745
総 資 産(千円)	40,186,436	42,571,544	46,007,898	43,857,273

## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 率 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東邦ヒューム管株式会社	96,000千円	99.3%	東北地方におけるコンクリート製品の販売
技 工 曙 株 式 会 社	70,000千円	99.2%	コンクリート製品用型枠等の製造および販売
株 式 会 社 エヌ エイチ ・ フ タ	10,000千円	40.0%	コンクリート製品の販売およびスポーツ関連施設の管理
日 本 ヒ ュ ー ム エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	10,000千円	40.0%	諸工事の請負
株 式 会 社 ヒ ュ ー ム ズ	10,000千円	40.0%	当社所有不動産の管理
株 式 会 社 環 境 改 善 計 画	10,000千円	90.0%	環境関連機器の販売
ニッポンヒュームインター ナショナルリミテッド	73,450千香港ドル	100.0%	コンクリート製品の販売

(注) 株式会社エヌエイチ・フタバおよび株式会社ヒュームズは、それぞれの株式を30%相互保有しております。

## 7. 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
コンクリート製品事業	ヒューム管、パイル、合成鋼管、セグメント、ボックスカルバート、コンクリート製品の附属品、コンクリート製品の型枠製造等
工 事 事 業	土木工事、杭打工事、光ファイバ敷設工事、管渠更生工事、既設管路耐震化工事、マンホール足掛金物取替工事等
不動産開発事業	不動産の賃貸、管理および開発
そ の 他	環境関連機器の販売、スポーツ施設運営、下水道関連工事用機材レンタル、太陽光発電事業等

## 8. 主要な営業所および工場

区 分	名 称 ・ 所 在 地
当 社 本 社	本社（東京都港区）
国 内 営 業 拠 点	東京支社（東京都）、名古屋支社（愛知県）、 大阪支社（大阪府）、福岡支社（福岡県）、 札幌支社（北海道）
国 内 生 産 拠 点	熊谷工場（埼玉県）、三重工場（三重県）、 尼崎工場（兵庫県）、九州工場（福岡県）、 苫小牧工場（北海道）、 NH東北太陽光発電所（宮城県）、 NH岡山太陽光発電所（岡山県）
海 外 営 業 拠 点	ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド（香港）

## 9. 使用人の状況

使 用 人 数	前 期 比 増 減
689名	87名増

## 10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	383,383千円

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式の総数 26,238,780株 (自己株式3,108,720株を除く)
3. 株主数 4,140名

### 4. 大株主およびその持株数

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 太平洋セメント口	2,400千株	9.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会 社 ( 信 託 口 )	1,923千株	7.3%
旭コンクリート工業株式会社	1,468千株	5.6%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,245千株	4.7%
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	1,020千株	3.9%
株 式 会 社 N J S	1,009千株	3.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 口 )	861千株	3.3%
シービーエヌワイ デイエフエイ インター ナショナル スモールキャップパリュ ー ボ ー ト フ ォ リ オ	605千株	2.3%
日 工 株 式 会 社	500千株	1.9%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	500千株	1.9%

(注) 1. 当社は、自己株式3,108千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
野 村 静 夫	取締役会長	代表取締役
大川内 稔	取締役社長	代表取締役
豊 口 直 樹	専務取締役	内部監査室長兼管理本部長、国際事業部管掌、不動産・環境関連事業部管掌 株式会社デイ・シイ社外監査役 株式会社N J S社外監査役
遠 藤 裕 邦	取 締 役	営業本部長、下水道関連事業部管掌 株式会社N J S社外取締役
朝 妻 雅 博	取 締 役	安全管理部長兼技術本部長、工事本部長、技術部長、生産部長、品質管理部長、技術研究所管掌
増 渕 智 之	取 締 役	経営企画部長 旭コンクリート工業株式会社監査役
大 橋 正 孝	取 締 役	東京支社長
鈴 木 知 己	取 締 役	株式会社アルファ社外監査役
浦 上 勝 治	取 締 役	旭コンクリート工業株式会社常勤監査役

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
宮野川 繁 男	常勤監査役	
下 山 善 秀	監 査 役	
原 護	監 査 役	シミックホールディングス株式会社社外取締役
清 田 啓 一	監 査 役	常磐興産株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役鈴木知己氏および浦上勝治氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役下山善秀氏、原護氏および清田啓一氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役鈴木知己氏および浦上勝治氏、監査役清田啓一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役坂村博氏および中屋巳子雄氏は、平成27年6月26日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	11名	176,835千円
監 査 役	4名	40,200千円
合 計 (うち社外役員)	15名 (5名)	217,035千円 (24,210千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、平成27年6月26日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 当社は、平成20年6月27日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に支給した役員退職慰労金を含んでおります。
4. 取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額270百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額70百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

- ① 取締役鈴木知己氏は、株式会社アルファ社外監査役を兼職しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ② 取締役浦上勝治氏は、旭コンクリート工業株式会社常勤監査役を兼職しております。同社とは、コンクリート製品の外注などの取引関係があります。
- ③ 監査役原護氏は、シミックホールディングス株式会社社外取締役を兼職しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ④ 監査役清田啓一氏は、常磐興産株式会社社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ⑤ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
鈴木 知己	社外取締役	平成27年6月の就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、豊富な経験や実績から発言を行っております。
浦上 勝治	社外取締役	平成27年6月の就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。
下山 善秀	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会17回すべてに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。
原 護	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会17回すべてに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。
清田 啓一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会16回中15回、監査役会17回すべてに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績から発言を行っております。

## 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役および各社外役員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役は金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役は金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

#### IV 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

##### 2. 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社のうち、ニッポンホームインターナショナルリミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの報告等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務の執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 至誠監査法人は清新監査法人との合併により、平成27年10月1日に至誠清新監査法人に名称を変更しております。

##### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

##### 5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## V 会社の体制および方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」（以下、「内部統制システム」と総称する）の構築に関して、平成27年11月26日開催の取締役会において改正決議しております。

今後も、内部統制システムについての不断の見直しを行うことによって、改善を図ってまいります。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業理念・経営方針・行動指針）を役職員に周知徹底させる。
- ② 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」を設置し、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。
- ③ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことなどにより役職員のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

#### (2) 会社の機関の内容および内部統制システム

##### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令ならびに「文書取扱および保存規程」等の社内規程に基づき、文書等の保存管理を行う。

情報の管理については、上記のほか「情報セキュリティ規程」および「情報セキュリティ規程関連基準」に従い、「個人情報保護に関する基本方針」を定めて対応する。

##### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を保持するため、さらに金融商品取引法に基づく内部統制監査に対処するために、取締役社長が直轄する「内部監査室」を設置し、当社および関連会社の内部統制システムが法令およびその基本方針に基づいて有効に機能していることを把握し検証する監査体制を構築する。また、取締役社長が主催する「内部統制委員会」を設け、当社および関連会社のすべての企業

活動における内部統制システムの有効性評価、運用管理、啓発、教育、指導、継続的な改善提言等によって同システムの維持・向上を図る体制を構築する。

その他リスク管理体制として、安全面・衛生面・品質面は「中央安全衛生委員会規程」、「品質管理委員会規程」、ISO管理指針を遵守して取り組むものとする。また、中央公害対策委員会を設置して公害防止に係わる企画、設備、運営面に亘る事項を審議し対応する。危機が発生した場合は、取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理に当たる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回の定例取締役会と随時行う臨時取締役会を取締役会長を議長として、監査役も出席の上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役社長が主催する常務会を毎週開催し、必要に応じて関係部署長・関係会社役員の出席を求める。

業務執行に迅速な対応を行うことを目的に執行役員制を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限とを明確に区分する。

また、取締役、監査役、執行役員、部署長が参加する全国事業署長会議は年2回開催し、経営方針の徹底と各部署の現状報告を行い、部署間の意思の疎通を図る。事業部制、支社制度を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。

④ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進について、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」および「企業倫理規程」に従い役員および使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営に当たるよう研修等を通じて指導する。また、「公益通報者保護規程」に従い役員および使用人が社内においてコンプライアンスに違反する事実が発生し、または発生しようとするときに、相談・通報しやすい体制を設け、通報者に対しては不利益な扱いは行わない。

⑤ 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とするとともに、公益に関する相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

関連会社の経営については、「関係会社社長会」および「国際会議」において、事業内容や経営状況等について報告を行い、あわせて業務の効率性、リスク管理について報告、把握、意見交換を行う。また、連結グループの内部監査を行うとともに、常勤監査役により関係会社の業務の適正性を確認する。グループ内取引については、「コンプライアンス規程」により審査し取引の公正を保持する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役室を置き、必要に応じて必要な人員を配置する。また、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として監査役室を置き、2名を配置して監査役の職務執行に必要なサポートを随時行う。

サポートにあたっては組織上の上長等の指揮命令を受けない。

その使用人の任命・異動・評価については、監査役会の事前の同意を必要とする。

⑧ 当社および当社グループ取締役および使用人が監査役に報告するための体制  
その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、あるいはその恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。なお、この場合、関連会社の取締役および使用人は、当社経営企画部にも併せて報告を行うものとする。

また、「公益通報者保護規程」において、従業員が監査役への報告または当社総務部ないし外部通報窓口への通報により、人事上そのほか一切の点で、会社から不利益な取扱いを受けないことを明記する。

監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため取締役・部署長等との定期的会議を主催し、取締役会、全国事業署長会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。



⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努める。

取締役および使用人は、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務の委託をするなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

また、取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思の疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(3) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、企業倫理規程を遵守して一切の関係を遮断することを基本方針とし、全役職員への周知徹底を図る。また、業務の適正を確保するために必要な法令遵守およびリスク管理事項として、こうした勢力による被害を防止するための体制の整備に努める。

① 社内体制の整備

- ・ 社内外の情報収集に努め、外部機関との連携を密にするとともに、各種の暴力団追放運動に積極的に参加する。
- ・ 必要に応じて、反社会的勢力排除に関する社員教育や研修を実施する。
- ・ 当社グループが反社会的勢力による不当要求を受けた場合の対応を統括する部署を総務部とし、当該部署は平素からこうした勢力に関する情報を管理する。

② 不当要求への対応

- ・ 反社会的勢力からの不当要求を受けた場合、担当者は当該事実を速やかに統括部署に報告し、統括部署長は速やかに管理本部管掌取締役等に報告する。
- ・ 反社会的勢力からの不当要求を受けた場合は、組織全体でこうした勢力との関係遮断への取り組みを支援する。また、関係当局ならびに外部の専門機関に積極的に相談して対応に当たる。
- ・ 反社会的勢力の不当要求が、たとえ会社の不祥事を背景とするものであっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は、被害の更なる拡大を招くばかりでなく、当社グループの社会的信用を著しく失墜させるものであるため、絶対に行わない。

**(4) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するために、関連諸法令および規程に基づいて、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用に努める。

**(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの構築に関する取締役会決議」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備運用しております。

また、定期的にコンプライアンスに関する研修を開催して、法令遵守への意識付けを行っております。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針について

当社グループでは、「わが社は社会基盤の整備に参加し、豊かな人間環境づくりに貢献します。」を経営理念のひとつに掲げ、大正14（1925）年の創立以来90年、一貫して下水道事業、道路整備事業、住宅建設事業などを推進するため、これら社会基盤の整備に必要なヒューム管・既製コンクリート杭等の各種コンクリート製品を供給してまいりました。

近年は主に中国や東南アジアにおいて国際事業を展開して新たな成長基盤の確立に注力するほか、下水道の診断・リニューアル、不動産・環境関連事業等の新しい分野へ事業領域を広げており、着実に成果を挙げております。

こうして幾多の困難を乗り越えた、長年の歴史のなかで培ってまいりました企業風土、技術力、さらに、取引先、顧客、従業員等との強固な信頼関係こそが当社グループの企業価値の源であるとともに、中長期的な成長発展に必要不可欠な強みであると考えております。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者とは、このような当社グループの企業価値の源である取引先、顧客、従業員等との強固な信頼関係を今後も確保・向上させるとともに、人材育成・技術開発等の将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項を深く理解し、長期的に企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなくてはならないと考えます。

言うまでもなく、上場会社である当社の株式は、市場を通じて投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、直ちに否定するものではなく、これに応じるか否かは最終的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、近時、我が国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その企図あるいは目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な

条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある、不適切な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

### ① 中期経営計画『Evolution All Japan』について

当社グループは、平成27年度からの3カ年に亘る中期経営計画『Evolution All Japan』に基づいて、「安全・安心な社会基盤の整備に参加し、豊かな環境づくりに貢献する」ため、総合コンクリート二次製品製造会社として技術開発および品質向上に努めると共に、それら製品の土木・建築工事会社として施工法開発および施工品質の向上に努め、社会や顧客の信頼を得て安定的な利益と持続的成長を目指すことを基本方針とし、具体的な戦略として「グループ成長戦略」、「競争力向上戦略」、「経営基盤強化戦略」を掲げ、当社グループを挙げて、その実現に向けて鋭意取り組んでおります。

### ② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は将来に向かって継続的な成長・発展を目指すために、上場企業としての社会的責任を果たすことが重要と考え、経営の透明性を確保することおよびコーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応できる組織体制と経営システムを構築し維持することを経営上の最も重要な課題として位置付けております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年3月21日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針が支配されることを防止する取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」を決定し導入しました。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては

株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らし不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入し、平成23年6月開催の第128回定時株主総会で継続しました。

継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策を巡る諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりました。

当社取締役会は、平成26年6月27日開催の当社第131回定時株主総会において、本プランを一部変更したうえで、平成29年6月開催予定の第134回定時株主総会終結時まで継続することを提案した結果、継続が承認されております。

本プランの概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上になる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

④ 対抗措置の合理性および公正性を担保するための制度および手続

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。が、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、3名以上の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、勧告の内容は、概要を適宜情報開示することとします。

⑤ 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は3年間（平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降も本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

**(4) 本プランの合理性について（上記の取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）**

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,550,135	流 動 負 債	12,193,318
現金及び預金	8,343,375	支払手形及び買掛金	9,612,889
受取手形及び売掛金	11,807,820	短期借入金	1,214,430
商品及び製品	1,579,806	未払法人税等	181,150
原材料及び貯蔵品	411,776	賞与引当金	187,230
繰延税金資産	76,552	環境対策引当金	1,334
その他	344,707	その他	996,282
貸倒引当金	△13,903	固 定 負 債	3,590,210
固 定 資 産	21,307,138	繰延税金負債	363,487
有形固定資産	9,159,590	役員退職慰労引当金	36,017
建物及び構築物	3,098,782	環境対策引当金	21,584
機械装置及び運搬具	1,993,390	退職給付に係る負債	2,547,786
土地	3,697,405	長期預り敷金保証金	620,236
建設仮勘定	302,748	その他	1,098
その他	67,262	負 債 合 計	15,783,528
無形固定資産	141,008	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	12,006,540	株 主 資 本	27,980,401
投資有価証券	11,759,521	資 本 金	5,251,400
長期未収入金	243,134	資 本 剰 余 金	4,736,508
繰延税金資産	6,406	利 益 剰 余 金	19,309,786
その他	277,642	自 己 株 式	△1,317,293
貸倒引当金	△280,165	その他の包括利益 累 計 額	△96,337
資 産 合 計	43,857,273	その他有価証券評価差額金	241,061
		為替換算調整勘定	77,730
		退職給付に係る 調 整 累 計 額	△415,129
		非支配株主持分	189,681
		純 資 産 合 計	28,073,745
		負 債 純 資 産 合 計	43,857,273

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		33,750,621
売 上 原 価		27,950,357
売 上 総 利 益		5,800,264
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,906,184
営 業 利 益		1,894,080
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	971	
受 取 配 当 金	82,445	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	431,027	
受 取 技 術 料	81,047	
そ の 他	85,427	680,920
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,642	
為 替 差 損	181,234	
そ の 他	36,952	248,829
経 常 利 益		2,326,170
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,381	
国 庫 補 助 金	66,179	71,560
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,680	
構 造 改 革 費 用	86,224	88,904
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,308,826
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	509,322	
法 人 税 等 調 整 額	△16,624	492,698
当 期 純 利 益		1,816,128
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		14,044
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,802,083



# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	5,251,400	4,739,426	17,955,480	△912,998	27,033,308
会計方針の変更による 累積的影響額			△45,184		△45,184
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,251,400	4,739,426	17,910,296	△912,998	26,988,124
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△402,594		△402,594
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,802,083		1,802,083
自己株式の取得				△404,318	△404,318
自己株式の処分		52		23	75
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減				△0	△0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		△2,969			△2,969
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		△2,917	1,399,489	△404,295	992,276
当 期 末 残 高	5,251,400	4,736,508	19,309,786	△1,317,293	27,980,401

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	940,031	15,434	△117,392	838,073	175,637	28,047,019
会計方針の変更による 累積的影響額						△45,184
会計方針の変更を反映した 当期首残高	940,031	15,434	△117,392	838,073	175,637	28,001,835
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△402,594
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,802,083
自己株式の取得						△404,318
自己株式の処分						75
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式 の増減						△0
連結子会社株式の取得に よる持分の増減						△2,969
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△698,969	62,295	△297,737	△934,411	14,044	△920,366
当 期 変 動 額 合 計	△698,969	62,295	△297,737	△934,411	14,044	71,910
当 期 末 残 高	241,061	77,730	△415,129	△96,337	189,681	28,073,745

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

日本ヒューム株式会社  
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 吉村 智明 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 浅井 清澄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。  
連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

日本ヒューム株式会社 監査役会

常勤監査役 宮野川 繁 男 ㊟

社外監査役 下 山 善 秀 ㊟

社外監査役 原 護 ㊟

社外監査役 清 田 啓 一 ㊟

以 上

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>	<b>の</b>	<b>負 債</b>	<b>の</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,038,483</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,847,758</b>
現金及び預金	7,663,878	支払手形	5,558,875
受取手形	3,453,088	買掛金	3,725,493
売掛金	7,815,883	短期借入金	500,000
リース債権	11,722	未払金	450,804
商品及び製品	1,476,574	未払費用	48,243
原材料及び貯蔵品	292,545	未払法人税等	155,291
前払費用	24,971	前受金	161,809
繰延税金資産	70,655	預り金	64,901
未収入金	117,096	賞与引当金	179,684
その他の	123,182	環境対策引当金	1,334
貸倒引当金	△11,116	その他	1,317
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,064,707</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,325,742</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,957,083</b>	繰延税金負債	496,610
建築物	2,918,615	退職給付引当金	1,939,411
構築物	151,067	役員退職慰労引当金	32,710
機械及び装置	1,856,216	債務保証損失引当金	224,564
車輜運搬具	5,670	環境対策引当金	20,968
工具器具及び備品	42,609	長期預り敷金保証金	611,478
土地	3,681,909	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,173,500</b>
建設仮勘定	300,995	<b>純 資 産</b>	<b>の</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>138,954</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,657,298</b>
ソフトウェア	24,453	資本金	5,251,400
電話加入権	7,701	資本剰余金	4,743,068
ソフトウェア仮勘定	106,800	資本準備金	1,312,850
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,968,669</b>	その他資本剰余金	3,430,218
投資有価証券	2,844,766	利益剰余金	12,717,237
関係会社株式	2,748,412	その他利益剰余金	12,717,237
関係会社長期貸付金	400,000	固定資産圧縮積立金	2,076,035
関係会社長期未収入金	789,779	保険差益圧縮積立金	5,865
破産更生債権等	2,431	別途積立金	6,000,000
長期前払費用	13,434	繰越利益剰余金	4,635,336
長期未収入金	237,032	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,054,407</b>
その他の	258,972	評価・換算差額等	272,390
貸倒引当金	△1,326,160	その他有価証券評価差額金	272,390
<b>資 産 合 計</b>	<b>36,103,190</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>21,929,689</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>36,103,190</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		31,743,410
売 上 原 価		26,364,567
売 上 総 利 益		5,378,842
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,540,939
営 業 利 益		1,837,903
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,594	
受 取 配 当 金	285,276	
受 取 技 術 料	81,047	
そ の 他	191,825	564,743
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,020	
為 替 差 損	25,946	
不 動 産 開 発 維 持 管 理 費	8,726	
寄 付 金	7,249	
そ の 他	13,445	59,388
経 常 利 益		2,343,259
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,381	
国 庫 補 助 金	66,179	71,560
特 別 損 失		
構 造 改 革 費 用	171,892	
固 定 資 産 除 却 損	2,680	174,572
税 引 前 当 期 純 利 益		2,240,246
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	469,553	
法 人 税 等 調 整 額	△31,951	437,602
当 期 純 利 益		1,802,644

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
				固 定 資 産 圧縮積立金	保 険 差 益 圧縮積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	5,251,400	1,312,850	3,430,166	4,743,016	2,094,154	6,216	5,500,000	3,716,815	11,317,187
当 期 変 動 額									
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△18,118			18,118	－
保 険 差 益 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△350		350	－
別 途 積 立 金 の 積 立							500,000	△500,000	－
剰 余 金 の 配 当								△402,594	△402,594
当 期 純 利 益								1,802,644	1,802,644
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			51	51					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計			51	51	△18,118	△350	500,000	918,520	1,400,050
当 期 末 残 高	5,251,400	1,312,850	3,430,218	4,743,068	2,076,035	5,865	6,000,000	4,635,336	12,717,237

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△650,113	20,661,490	909,568	909,568	21,571,059
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					
保 険 差 益 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					
別 途 積 立 金 の 積 立					
剰 余 金 の 配 当		△402,594			△402,594
当 期 純 利 益		1,802,644			1,802,644
自 己 株 式 の 取 得	△404,318	△404,318			△404,318
自 己 株 式 の 処 分	24	75			75
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△637,177	△637,177	△637,177
当 期 変 動 額 合 計	△404,294	995,807	△637,177	△637,177	358,630
当 期 末 残 高	△1,054,407	21,657,298	272,390	272,390	21,929,689

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

日本ヒューム株式会社  
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 吉村 智明 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 浅井 清澄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として捉えており、安定的な配当水準を維持することを基本としながら、健全な財務体質の維持および事業展開に備えるための内部保留の充実ならびに業績などを勘案しつつ、自己株式取得の推進など、総合的な株主還元の実現に努めております。

内部留保した資金は、新製品・新技術の開発投資や効率化・省力化等の設備投資の原資の一部とし、長期的な視点による投資効率を考慮して活用してまいります。

この基本方針のもと、当期の連結業績につきましては、前期に株式取得で発生した「負ののれん」や為替差益による影響がありましたが、当期の個別業績が増益を確保したことから、期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### ① 配当財産の種類

金銭

#### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、金16円

配当総額 419,820,480円

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### ① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

#### ② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
※1	すず き ひろ かず 鈴 木 宏 一 (昭和40年3月4日生)	昭和62年4月 当社入社 平成22年4月 当社総務部長兼不動産・環境関連事業部部長 平成23年4月 当社総務部長兼不動産・環境関連事業部部長 平成26年6月 株式会社環境改善計画代表取締役社長（現在に至る） 平成27年6月 当社執行役員総務部長兼不動産・環境関連事業部部長 （現在に至る）	3,500株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	しもやま よしひで 下山善秀 (昭和26年4月24日生)	昭和51年4月 日本セメント株式会社（現 太平洋セメント株式会社）入社 平成9年9月 同社中央研究所セメント・コンクリート研究部主席研究員 平成10年10月 同社研究本部佐倉研究所第4グループリーダー 平成16年4月 同社中央研究所技術企画部部長 平成20年3月 株式会社太平洋コンサルタント代表取締役社長 平成20年4月 太平洋セメント株式会社参与 平成20年6月 当社社外監査役 （現在に至る）	0株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	はら 原 (昭和21年8月14日生) まもる 護	昭和45年4月 東京エレクトロン株式会社入社 昭和60年10月 同社事務管理部長 昭和63年10月 テル山梨株式会社(現 東京エレクトロンAT株式会社) 取締役 平成元年10月 東京エレクトロン株式会社総務部長、横浜事業所長 平成元年12月 同社取締役 平成8年4月 東京エレクトロン東北株式会社専務取締役 平成8年6月 東京エレクトロン株式会社取締役退任 平成11年3月 東京エレクトロンEE株式会社代表取締役社長 平成13年7月 東京エレクトロンデバイス株式会社代表取締役会長 平成14年2月 東京エレクトロンAT株式会社代表取締役社長 平成14年6月 東京エレクトロン株式会社取締役 平成15年4月 同社取締役専務執行役員管理部門統轄 平成15年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成17年3月 同社取締役 平成17年12月 シミック株式会社(現 シミックホールディングス株式会社) 社外取締役 (現在に至る) 平成22年6月 東京エレクトロン株式会社常勤監査役 平成24年6月 当社社外監査役 (現在に至る)	0株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
※ 4	やま かわ とら お 山 川 寅 雄 (昭和27年11月27日生)	昭和50年 4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会 社みずほ銀行） 入行 平成 9年 7月 同行荏原支店長 平成11年10月 同行審査第二部審査役 平成13年 7月 同行御徒町支店長 平成14年 4月 株式会社みずほ銀行御徒町支店長 平成15年 4月 同行川崎支店長 平成16年 5月 同行川崎支店長兼川崎中央支店長 平成17年 4月 同行執行役員川崎支店長兼川崎中央 支店長 平成17年 5月 同行執行役員川崎支店長 平成17年10月 同行執行役員日本橋支店長 平成19年 4月 株式会社オリエントコーポレーショ ン顧問 平成19年 6月 同社常務執行役員 平成24年 6月 株式会社ハートエージェンシー代表 取締役副社長 平成25年 6月 同社代表取締役社長 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
3. 候補者のうち、下山善秀氏、原護氏、山川寅雄氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、山川寅雄氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
- 下山善秀氏につきましては、企業経営等の高い見識や経験を有しており、当社の社外監査役に適任と判断し、選任をお願いするものであります。
- 原護氏につきましては、長年にわたり企業経営に携わってきた豊富な経験や知見を有しており、当社の社外監査役に適任と判断し、選任をお願いするものであります。
- 山川寅雄氏につきましては、金融分野ならびに企業経営等の豊富な経験や実績、高い知見を有しており、当社の社外監査役に適任と判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者の在任年数について
- 下山善秀氏の監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
- 原護氏の監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 鈴木宏一氏は、平成28年6月下旬に開催予定の株式会社環境改善計画の定時株主総会終結の時をもって、同社の代表取締役社長を退任する予定であります。
6. 監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社と監査役各氏との間に責任限定契約を締結することができる旨を定款に定め、同契約を締結しております。監査役候補者各氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以上

